

公 告

◎九州旅客鉄道株式会社公告第 13号

旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、2019年3月16日乗車となるものから施行します。

平成31年2月5日

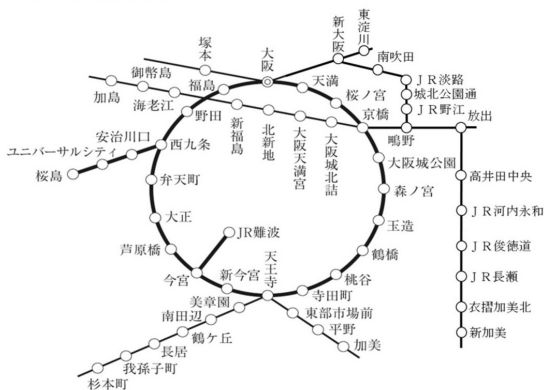
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦

第86条中、「大阪市内（新加美駅を除く。）」を「大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）」に改める。

同条第4号中、京都・丹波口間に梅小路京都西を加える。

同条第5号を次のように改める。

(5) 大阪市内



第125条第1号のロの(ハ)のbを次のように改める。

b 別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から520円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで
料 金	円 750	円 1,000	円 1,550	円 2,200	円 2,500	円 2,850

(b) 旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から520円を低減した額とする。

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 2,460	円 2,760	円 3,110

第 130 条第 1 号のロの(イ)を次のように改める。
(イ) (㊦)及び(ニ)以外の 4 人個室に対して適用する特別車両料金 (A)

営業キロ 地 帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上
料 金	円 3,030	円 4,520	円 5,790	円 7,160	円 8,430

(注) 1 人当りの料金とする。

第 136 条第 1 号中、上段及び下段の行を削る。

同条第 2 号のイ中、「(ソロ、カルテット)」を「(ソロ)」に改める。

同条同号のロ、ハ、ホ及び、ヘを削り、二をロに改める。

同条第 3 号のイ中、「第 1 号に規定する個室及び特別個室 (S) (カシオペアスイートを除く。) の補助寝台料金」を「第 1 号に規定する個室の補助寝台料金」に改める。

同条同号のロ中、「第 1 号に規定する特別個室 (S) のうちカシオペアスイートの補助寝台料金」を「第 1 号に規定する特別個室 (S) の補助寝台料金」

第 187 条第 3 号(例)中、
「

大 阪 市 内 ŌSAKA CITY ZONE

「大阪市内(新加美を除く。)」と表示することがある。

」を

「

大 阪 市 内 ŌSAKA CITY ZONE

「大阪市内(南吹田駅、高井田中央駅、J R河内永和駅、J R俊徳道駅、J R長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。)」と表示することがある。

」に改める。

第 191 条裏中、なお書を次のように改める。
なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、J R河内永和駅、J R俊徳道駅、J R長瀬駅及び衣摺加美北駅を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。

第 195 条裏中、なお書を次のように改める。
なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、J R河内永和駅、J R俊徳道駅、J R長瀬駅及び衣摺加美北駅を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。

第 225 条第 1 号裏 (ご案内) 第 1 号中、なお書を次のように改める。
なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、J R河内永和駅、J R俊徳道駅、J R長瀬駅及び衣摺加美北駅を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。

同条第3号裏（ご案内）第1号中、なお書を次のように改める。

なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。

第226条第2号裏（ご案内）第1号中、なお書を次のように改める。

なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅は含まれません。また、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を含みます。

別表第1号中、

「

や	弥彦線	東三条・弥彦
	山口線	新山口・益田
	山田線	盛岡・釜石

」を

「

や	弥彦線	東三条・弥彦
	山口線	新山口・益田
	山田線	盛岡・宮古

」に改める。

別表第1号の2中、

「

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	スワローあかぎ	イ スワローあかぎ号 ロ 別に定める列車

」を

「

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	スワローあかぎ	イ スワローあかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・はちおうじ・おうめ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 二 おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車

」に改める。

附則

この公告は2019年3月16日乗車となるものから施行する。ただし、第130条及び第136条に係る改正は2019年3月16日から施行し、別表第1号に係る改正は2019年3月24日から施行する。